

横手市人事行政の運営等の状況の公表

本市の人事行政の運営等の状況について、地方公務員法第58条の2及び横手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、次のとおり公表します。

なお、平成17年度途中で市町村合併が行われたため、一部省略している箇所や平成17年度以外の数値を掲載している箇所もあります。

平成18年9月25日

横手市長 五十嵐 忠 悦

公表事項

1. 職員の任免及び職員数に関する状況
2. 職員の給与の状況
3. 職員の勤務時間その他の勤務状況
4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
5. 職員のサービスの状況
6. 職員の研修及び勤務成績の評定
7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

1. 採用者の状況

(単位:人)

区分	一般行政職	医療職	医療技術職	保健看護職	消防職	計
平成17年度中	3	2		1		6
平成18年4月1日	8	2	1	10	5	26
計	11	4	1	11	5	32

2. 退職者の状況(平成17年度)

(単位:人)

区分	定年	勸奨	その他				計
			普通	懲戒免職	失職	死亡	
一般行政職	13	7	4	1	7		32
福祉職	4	1	0	0	0	0	5
医療職			6				6
保健看護職		1	5				6
消防職	5						5
企業職						1	1
技能労務職	4	2	1				7
計	26	11	16	1	7	1	62

水道部門

3. 職員数

各年度4月1日現在(人)

部門		職員数		対前年増減数
		平成18年度	平成17年度	
一般行政部門	議会	8	20	12
	総務	253	297	44
	税務	69	67	2
	民生	221	240	19
	衛生	117	112	5
	労働	1	2	1
	農水	97	101	4
	商工	41	25	16
	土木	97	111	14
	小計	904	975	71
特別行政部門	教育	175	186	11
	消防	165	165	0
	小計	340	351	11
公営企業部門	病院	313	308	5
	水道	41	35	6
	下水道	32	26	6
	その他	229	263	34
	小計	615	632	17
合計		1,859	1,958	99

平成17年4月1日現在の職員数は、合併前の8市町村(旧横手市、旧増田町、旧平鹿町、旧雄物川町、旧大森町、旧十文字町、旧山内村、旧大雄村)及び横手平鹿広域市町村圏組合の職員を合算した数値です。

公営企業管理者は含まず、教育長、消防長は含みます。
平成17年度の数値は、臨時職員69人を含んでいます。

2. 職員の給与の状況

1. 人件費の状況(平成17年度地方財政状況調査より)

住民基本台帳人口 H18.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
人 105,616	千円 51,588,267	千円 1,195,670	千円 10,923,831	% 21.2	% -

人件費には、一般職と特別職の職員の給与、報酬のほか共済組合負担金、退職手当、退職年金、公務災害補償費等を含みます。

2. 職員給与費の状況(平成18年度普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1,295	千円 4,944,900	千円 676,060	千円 2,012,949	千円 7,633,909	千円 5,895

給与費は当初予算に計上された額です。

職員給与費には、給料及び扶養手当、通勤、住居等の諸手当を含み、退職手当は含みません。

3. 一般行政職の級別職員数の状況(H18.4.1現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	48 人	5.8 %
2級	主任	109 人	13.1 %
3級	副主査	287 人	34.6 %
4級	主査	129 人	15.5 %
5級	副主幹	133 人	16.0 %
6級	次長、課長、主幹等	115 人	13.9 %
7級	部長、事務所長、局長、教育次長	9 人	1.1 %

4. 職員の給料の状況(H18.4.1現在)

単位:円

一般行政職	大学卒	初任給		170,200
		採用2年経過後の給料額		182,200
		経験年数	7年以上10年未満	243,100
			10年以上15年未満	286,100
			15年以上20年未満	336,000
	高校卒	初任給		138,400
		採用2年経過後の給料額		146,700
		経験年数	7年以上10年未満	196,700
			10年以上15年未満	236,600
			15年以上20年未満	286,400
平均給料月額		326,800		
平均年齢		42.3		
技能労務職	高校卒	初任給		135,600
		採用2年経過後の給料額		143,900
		経験年数	7年以上10年未満	216,600
			10年以上15年未満	225,800
			15年以上20年未満	254,900
	平均給料月額		296,700	
	平均年齢		46.5	

5. 職員手当の状況 (H18.4.1現在)

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	部長級職員	13% (10%)	
		次長級職員	10% (7%)	
		課長級職員	8% (6%)	
		副主幹級職員で所長の職にある者	6% (4%)	
H19.3.31までは30%削減した()内の率で支給				
扶養手当 (月額:円)	配偶者		13,000	
	配偶者 目 以外	1人目	配偶者のない職員の扶養親族1人目	11,000
			扶養親族でない配偶者がいる職員の扶養親族1人目	6,500
			扶養親族である配偶者がいる職員の扶養親族1人目	6,000
		2人目		6,000
		その他1人につき		5,000
		16歳から22歳までの子1人につき加算	5,000	
住居手当 (月額:円)	持家(新築又は購入から5年まで)		2,500	
	借家・借間(上限額)		27,000	
	単身赴任職員の配偶者の借家・借間(上限額)		13,500	
通勤手当 (月額:円)	交通機関利用の場合(上限額)		55,000	
	自動車等の場合(通勤距離に応じて)		2,000 ~ 24,500	
期末・勤勉 手当	支給月		期末手当	勤勉手当
	6月		1.40月分	0.725月分
	12月		1.60月分	0.725月分
	計		3.00月分	1.450月分
	職務上の段階、職務の級等に応じ、加算措置あり。(5 ~ 20%)			

上記のほか、時間外勤務手当、寒冷地手当等があります。

特殊勤務手当	職員が著しく危険、不快の勤務に従事した場合に支給	手当の種類	12種類
		手当の名称	防疫等作業、高所作業、用地交渉等、夜間特殊業務、夜間看護業務、介護等業務、行旅死病取扱、清掃業務等、災害・緊急出動、救急救命処理業務、潜水作業、火葬業務

退職手当	支給割合	20年	自己都合	23.500月分
			勸奨・定年	30.550月分
		25年	自己都合	33.500月分
			勸奨・定年	41.340月分
		35年	自己都合	47.500月分
			勸奨・定年	59.280月分
		最高限度	自己都合	59.280月分
	勸奨・定年	59.280月分		
定年前早期退職特例措置あり。(2 ~ 20%)				

6. 特別職の報酬等の状況(H18.4.1現在)

単位:円

区分		給料月額等	参考(改定前)	
			H17.10.1	H18.1.1
給料	市長	820,000	960,000	864,000
	助役	658,000	715,000	679,000
	収入役	593,000	644,000	612,000
	教育長	566,000	615,000	584,000
	区長	500,000	543,000	516,000
	識見監査委員	494,000	520,000	494,000
報酬	議長	456,000	左に同じ	左に同じ
	副議長	411,000	左に同じ	左に同じ
	議員	384,000	左に同じ	左に同じ
期末手当	市長	18年度支給割合 6月 1.60月分 12月 1.75月分 計 3.35月分 市長、助役、収入役、教育長、区長及び識見監査委員には寒冷地手当も支給されます。		
	助役			
	収入役			
	教育長			
	区長			
	識見監査委員			
	議長			
	副議長			
議員				

報酬額については、改定なし。

教育長は常勤の一般職に属しますが、給与、勤務時間その他の勤務条件については他の一般職の職員とは別に条例で定めがあるため、参考として計上しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務状況

職員の勤務時間・休暇については、市の条例・規則で定められています。
それぞれの状況は、平成18年4月1日現在のものです。

1. 勤務時間の状況(週40時間勤務の一般的なもの)

週休日:土曜日と日曜日

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	休息時間	1日の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後0時45分	午後0時45分～午後1時 午後3時～午後3時15分	8時間00分

本庁及び各地域局以外の勤務場所では、上記と異なる勤務形態の場所があります。

2. 休暇の種類

区分	内容	備考
年次有給休暇	1年につき20日(未取得日数分は20日を上限に翌年度に繰越可能)	有給
療養休暇	結核性疾患により長期の療養を必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、2年を超えない範囲で医師が必要と認めた期間	有給
組合休暇	1年につき30日 職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	無給

区分	内容		備考
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、90日を超えない範囲において医師が必要と認めた期間 次の疾病障害により長期の治療を要する場合は、更に引き続き180日の範囲で最小限必要と認める期間を延長可能 ・脳血管疾患、悪性新生物、心疾患 ・精神科疾患及び原因不明の疾患 ・交通災害による長期治療を要する傷害(職員の重大な過失によると認められる場合を除く)		有給
特別休暇	公民権行使	必要と認められる期間	有給
	証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植・ドナー登録	必要と認められる期間	有給
	社会貢献活動	1年につき5日以内	有給
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日以後6月を経過する日までの連続した7日間	有給
	生理	2日以内	有給
	女子職員の出産	産前: 出産予定日から8週以内 (多胎の場合は産前14週以内) 産後: 出産の翌日から8週	有給
	生後1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分以内 (父母とも職員の場合、重複付与はしない。)	有給
	妻の出産	職員の妻が出産のため入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間で2日以内	有給
	男性育児	職員の妻が出産する場合、産前8週(多胎の場合は14週)以内、出産の翌日から8週を経過する期間内において当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育に必要な場合、5日以内	有給
	配偶者及び1親等親族(配偶者の子を含む)の看護	1年につき5日以内	有給
	忌引	続柄等に応じ、1～7日以内	有給
	父母、配偶者又は子の追悼行事	1日(死亡後15年以内に行われるものに限る)	有給
	夏季・冬季休暇	1～2月及び7～9月の期間において、週休日、休日及び代休日を除き、1年につき連続する5日以内	有給
	災害等による住居の滅失又は棄損	7日以内	有給
	災害等に著しい通勤困難	必要と認められる期間	有給
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間	有給	
感染症発生による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間	有給	

区 分	内 容		備 考
	妊娠中の女子職員の定期健診	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8～9月は2週間に1回、妊娠10月～出産は1週間に1回(1回につき1日まで)	有給
	引き続き25年在職することとなる職員	採用された日の翌日から起算して在職期間が25年に達する日の属する年度において連続する3日以内	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合、連続する6月以内の必要な期間。(ただし、特に必要と認められた場合は1年まで延長可能)		無給

3. 休暇の取得状況

職員に付与される休暇の種類は前述したとおりですが、平成17年度については年度途中の合併により、制度が変わったものもあるため、ここでは年次有給休暇と育児休業等の状況について掲載しています。

・平成17年年次有給休暇取得状況(病院事業は含まない。)

(単位:日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A*100)	対象職員数(人) D	一人当たりの 平均使用日数 E(B/D)
60,310	13,838	22.9	1,577	8.8

総付与日数には、前年からの繰越を含んでいます。
消防部門は含み、病院部門は含みません。

4. 育児休業の概要と取得状況

(1) 育児休業の概要

区 分	内 容
育児休業	当該子が3歳に達するまでの間
部分休業	当該子が3歳に達するまでの間、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき2時間以内(30分単位)

(2) 平成17年度中新たに育児休業を取得した職員

区 分	育児休業承認期間					計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え	
男 性	0	0	0	0	0	0
女 性	6	3	9	5	1	24
計	0	0	0	0	0	0

部分休業については実績なし。

4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1. 分限処分

(1) 分限処分について

分限処分とは、公務能率維持を目的として本人の意に反して行う不利益処分で、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合等、地方公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

(2)分限処分の状況(平成17年度)

(実人数)

処分事由	処分の種類					計
	降任	免職	休職	降給		
勤務成績が良くない場合						0
心身の故障の場合			2			2
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された+場合						0
条例で定めた事由による場合						0
合 計	0	0	2	0		2

2. 懲戒処分

(1)懲戒処分について

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とした制裁的な処分であり、法令に違反した場合や職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合等、地方行公務員法に定める事由においてのみ職員に対し行われます。

(2)懲戒処分の状況(平成17年度)

処分事由	処分の種類					計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合		1				1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	1				2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			3	1		4
合 計	1	2	3	1		7

5. 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないことになっており、この基本原則を忠実に実行するため、様々な義務や制限が課せられていますが、一部、次のような例外も認められています。

1. 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律又は条例に定めがある場合を除き、職員はその勤務時間中、職務に専念する義務が課せられていますが、条例で規定されている職務専念義務が免除される例外の主なものは次のとおりです。

- ・研修を受ける場合
- ・福利厚生事業に参加する場合
- ・市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- ・国又は地方国公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合

2. 営利企業等への事務従事

職務専念義務の防止、職務の公正の確保、職の信用の保持のため、地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ営利企業の役員への就任、営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することはできませんが、許可される場合の主な例は次のとおりです。

- ・部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役は無報酬で就任する場合
- ・職員が消防団員として消火、水防事業等に従事する場合

6. 職員の研修及び勤務成績の評定

1. 主な職員の研修の状況(平成17年度)

区分	内容	主な研修講座
基本研修	その職務において必要な基礎的かつ共通的な知識、技能及び態度を向上させるために行うもの。	・課長補佐研修
特別研修	その職務を遂行するために必要とする専門的な知識及び技能を習得させるために行うもの。	・秘書業務研修 ・地域包括支援センター職員研修
派遣研修	本市以外の研修機関、団体等又は海外に派遣して職務を遂行するために必要とする高度な知識及び技能を習得させるために行うもの。	・市町村アカデミー ・海外研修
職場研修	職員を指揮し指導する者が、所属職員に対し日常の職務を通じて計画的かつ継続的に職務を遂行するために必要とする知識及び技能を習得させるために行うもの。	
自主研修	行政事務能率改善等を目的として自主的に行うもの。	

2. 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、各所属長を通じて年1回、全職員について行い、人事異動における職員配置や昇任・昇格などの人事管理に活用していく方針です。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

1. 職員の福祉の状況

平成18年度における職員の健康診断の受診状況と、平成17年度の公務災害及び通勤災害の申請状況についてお知らせします。

(1) 職員の健康診断の状況(平成18年度)

区分	内容
定期健康診断	1年に1回以上実施 (全員が受診) 診察、計測、血液、生化学、尿検査、胸部X線、心電図、視力、聴力 (希望受診) ・胃がん、大腸がん...40歳以上 ・子宮がん...20歳以上の偶数年齢の女性 ・乳がん...40歳以上の偶数年齢の女性 (オプション検診) 前立腺がん...50歳以上の男性(自己負担あり)

区 分	内 容
特別健康診断	有害業務等に従事している職員について、産業医の意見を聴いて実施
臨時健康診断	市長が職員の健康管理上必要があると認めたときに実施

職員の健康診断は、横手市職員安全衛生管理規程で定めるところにより実施しています。

(2) 公務災害等の発生状況(平成17年度)

区 分	申 請		
	うち認定	うち不認定	うち継続審議
公務災害	7	0	0
通勤災害	0	0	0

2. 利益の保護の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合や、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して不服申し立てがあった場合、これを審査し、必要な措置を講ずる機関として、横手市公平委員会をH17.10.1の新「横手市」発足時に設置しました。

合併前の8市町村では、公平委員会の事務を秋田県人事委員会に委託していました。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(横手市公平委員会の処理件数)

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 要求件数	平成17年度中処理件数		平成17年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

合併前についても、措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(横手市公平委員会の処理件数)

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 要求件数	平成17年度中処理件数		平成17年度末 係属件数
		却下	判定	
0	0	0	0	0

15年度末に懲戒処分を受け、16年度に秋田県人事委員会に対して不服申し立てを行い、審査の結果、17年度(合併前)に懲戒処分が軽減されたものが1件ありました。